

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人の自立と社会参加を支えるため、人と人との関係性や社会とのつながりの中で、自らの意思決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの固有の役割を高めていける社会の実現が求められます。

そのためには、障がいのある人の人格と個性を尊重し、障がいに対する理解を深め、誰もが地域で安心して暮らせる体制づくりに取り組むことが必要です。

そこで、本計画では、障害者基本法^{*}の理念に則り、前計画の基本理念を継承しつつ、次のとおり基本理念を定めます。

< 基本理念 >

障がいのある人もない人も
互いの個性を尊重し、
共に安心して暮らせる、
市民協働による自立支援社会づくり

2 施策目標

基本理念を実現するため、次の5つの施策目標を設定します。

- 1 自立した暮らしの支援
- 2 日中活動の場の充実
- 3 社会参加の促進
- 4 バリアフリー社会の実現
- 5 安心できるまちづくりの推進

施策目標1 自立した暮らしの支援

- すべての障がいのある人が、住み慣れた地域で、個人の尊厳が守られた日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを適切に利用することができる環境づくりを進めます。
- 必要なときに身近な地域で利用できるケアマネジメント*による相談支援体制の充実を図り、関係支援機関との連携を強化します。
- 住まいは地域で暮らし続けるための重要な基盤であり、自宅だけでなく、グループホーム*での共同生活なども含めて暮らしの場と位置づけ、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保できるよう努めます。

【施策の方向】

- (1) よりきめ細やかな相談支援体制の充実
- (2) 地域での自立に向けた生活支援サービスの充実
- (3) 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保

施策目標2 日中活動の場の充実

- 障がいのある児童生徒が、年齢や能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることができるインクルーシブ*な環境整備に努めます。
- 就労は自己を実現し、社会参加をしていくうえで重要な要素です。働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分発揮できるよう、一般就労*や福祉的就労*など多様な就労形態の場の充実を図り、自立支援協議会*を中心とする関係機関と連携した総合的な支援を進めます。
- 働くことにチャレンジし、働き続けるためには、身近な地域での就業面・生活面での一体的な支援が重要であり、各種雇用・就業に関する相談事業や地域の実情に応じた雇用施策の充実を図ります。

【施策の方向】

- (1) ニーズに応じた障がい児支援の拡充
- (2) 雇用環境の整備
- (3) 自己実現に向けたきめ細やかな就労支援
- (4) 自立を支える多様な活動の場の充実

施策目標3 社会参加の促進

- 入所施設から地域生活への移行を進めるにあたっては、地域で受けられるサービスの充実を図るとともに、誰もが地域社会の中で暮らす可能性を高めていくため、意思疎通や社会参加に関する支援機能を充実していく必要があります。
- 身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができる体制の充実を図ります。特に、精神に障がいのある人や発達に特性のある人、難病患者*にとって、治療を担う医療機関や専門的相談を担う保健所と行政の連携が不可欠であるため、地域移行*を進めるための連携の構築に取り組みます。
- 様々な分野の社会活動へ参加することは、障がいのある人にとって生きがいのある暮らしを送ることにもつながります。身近な地域での活動に積極的に参加し、交流が図れるよう、参加機会を広げるとともに、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動などを楽しむことができる環境づくりを進めます。

【施策の方向】

- (1) コミュニケーション等サービスの充実
- (2) 社会生活力の向上に向けた社会参加への支援
- (3) 保健・医療・福祉の連携
- (4) スポーツ・芸術文化活動の推進

施策目標4 バリアフリー社会の実現

- 「バリアフリー」な社会とは、社会・経済・文化的なバリアだけでなく、制度・物理・態度的にもバリアのない社会をいいます。建築物や道路・公共交通などのハード面におけるバリアフリーはもちろんのこと、情報のバリアにも視点をあて、わかりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。
- 障がいの有無を問わず、相互に理解し、その個性を尊重することは共生社会*の実現に向けて重要です。モラルの向上や、こころのバリアフリーに視点を置いた啓発活動や相互交流などの取り組みをより一層進めます。
- 障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努め、障がいのある人がその権利を円滑に行使することができるよう必要な施策を進めます。

- 障害者差別解消法^{*}に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待防止法^{*}に基づく障がいのある人に対する虐待の防止など、権利擁護^{*}のための取り組みを進めます。

【施策の方向】

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン^{*}のまちづくり
- (2) 合理的配慮^{*}と情報提供の充実
- (3) 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護^{*}の推進
- (4) 相互理解と交流を通じたところのバリアフリー

施策目標5 安心できるまちづくりの推進

- 障がいのある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を充実させることが重要です。特に災害時の避難行動に支援を必要とする障がいのある人とその家族が安心して避難生活を送ることができるよう、身近な地域住民に協力を求めながら具体策を検討していきます。
- 市民生活の多様化・複雑化により、行政サービスによる「公助」のみでまかかってきた今までの支援のあり方の見直しが迫られています。「自助」の強化や「互助」「共助」の拡大という考え方のもと、地域住民や多様な担い手が主体となり、行政と協働しながら地域ぐるみで障がいのある人の支援ができるような地域ネットワークづくりが必要です。障がいのある人を支援する団体が継続して活動を実施できるよう、ボランティアの育成や支援、参加者の裾野を広げるような取り組みを行います。

【施策の方向】

- (1) 災害等の緊急時における安全・安心の確立
- (2) 地域ぐるみで取り組む福祉の推進
- (3) 福祉人材・ボランティアの養成と確保